

労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社 三 吉

労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業に関する情報を下記に公開いたします。

1. 派遣事業実績

① 派遣労働者数	(令和5年6月1日現在)	1 名
② 派遣取引先数	(令和5年6月1日現在)	1 事業所
③ 労働者派遣に関する料金の平均額(前事業年度)		53,416 円(1日8時間あたりの額)
④ 派遣労働者の賃金の平均額(前事業年度)		33,175 円(1日8時間あたりの額)
⑤ マージン率	$((③-④) \div ③)$	37.9 %

※マージンに含まれる派遣事業運営に必要な経費について

派遣事業を運営する上で必要となる経費には、派遣労働者の賃金以外に下記のようなものがあります。

1)派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険など)はその約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

2)派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が取得する有給休暇の賃金は派遣元会社が負担しています。

3)その他経費

その他に派遣事業担当者の人件費、オフィス家賃など事業運営の為に必要な経費があります。

2. 待遇決定方式について

労使協定締結あり

1)対象となる派遣労働者範囲 : 機械製図工業務に従事する従業員

2)有効期間の終期 : 令和6年3月31日

3. 教育訓練に関する事項

実施対象者	派遣労働者
実施方法	OFF-JT(有給)
派遣労働者の費用負担	無し
教育訓練の種類	・新入社員導入教育 ・雇用時安全教育 ・段階別教育 他

4. キャリアコンサルティング相談窓口 : 093-761-2266